

別記1 6

補助対象事業に要した経費と次により算出した額のいずれか低い額とする。

1 施設等の整備等の区分に応じ、当該施設等の整備等に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積。湧水処理にあっては施工延長）に次の2に掲げる助成単価を乗じた額の合計。

なお、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

2 助成単価は次のとおりとする。

(1) (2) に掲げるもの以外のもの

区分	交付単価
区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	—
高低差が10cmを超える場合	275,000円／10a 【200,000円／10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	255,000円／10a 【185,000円／10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	70,000円／10a 【60,000円／10a】
畦畔除去のみの場合	40,000円／100m 【40,000円／100m】
緩傾斜化	110,000円／10a 【75,000円／10a】
区画拡大（水路の変更を伴うもの）	—
高低差が10cmを超える場合	465,000円／10a 【330,000円／10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	470,000円／10a 【330,000円／10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	255,000円／10a 【185,000円／10a】
暗渠排水	—
バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合	225,000円／10a 【165,000円／10a】
バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合	220,000円／10a 【160,000円／10a】
トレンチャ工法を用いる場合	180,000円／10a 【135,000円／10a】
地下かんがいを導入する場合	40,000円／10a 加算
本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合	35,000円／10a 加算
外注により実施設計を行う場合	20,000円／10a 加算
湧水処理	—
表土扱いを行う場合	240,000円／100m 【170,000円／100m】
表土扱いを行わない場合	230,000円／100m 【165,000円／100m】
末端畠地かんがい施設	
樹園地の場合	350,000円／10a 【245,000円／10a】

樹園地以外の畠地	215,000円／10a 【150,000円／10a】
給水栓設置のみの場合	25,000円／1箇所 【20,000円／1箇所】
ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合	70,000円／10m 【50,000円／10m】
客土	275,000円／10a 【190,000円／10a】
除礫	250,000円／10a 【170,000円／10a】
更新整備	—
用水路	150,000円／10m 【105,000円／10m】
排水路	280,000円／10m 【205,000円／10m】
農作業道	125,000円／10m 【85,000円／10m】
畦畔	160,000円／100m 【110,000円／100m】
排水口	50,000円／1箇所 【35,000円／1箇所】
畠作転換工	—
額縁排水溝	15,000円／100m 【10,000円／100m】
酸度矯正	5,000円／10a 【5,000円／10a】
病害虫対策	
反転耕	300,000円／10a 【220,000円／10a】
混層耕	25,000円／10a 【15,000円／10a】
堆肥施用	35,000円／10a 【20,000円／10a】
明渠排水	15,000円／100m 【10,000円／100m】
条件改善推進費	年上限額を3,000,000円
高収益作物転換推進費	
受益地内の作付面積の内1／4以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を3,000,000円
受益地内の作付面積の内1／3以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を4,000,000円
受益地内の作付面積の内1／2以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を5,000,000円
新植・改植支援	—
果樹	—

	慣行樹形等への新植・改植	—
	うんしゅうみかん等のかんきつ類への新植・改植	新植 210,000円／10a 改植 230,000円／10a
	りんごのわい化栽培への新植・改植	新植 320,000円／10a 改植 330,000円／10a
	ぶどう（加工用）の垣根栽培への新植・改植	新植 320,000円／10a 改植 330,000円／10a
	主要果樹（かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。）の新植・改植（ただし、上記の新植・改植の場合は除く）	新植 150,000円／10a 改植 170,000円／10a
	上記のいずれの場合にも該当しない新植・改植	2分の1以内
	省力樹形への新植・改植	—
	超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）への新植・改植	新植 710,000円／10a 改植 730,000円／10a
	高密植低樹高（新わい化）栽培（りんご）への新植・改植	新植 520,000円／10a 改植 530,000円／10a
	根域制限栽培（うんしゅうみかん等のかんきつ類）への新植・改植	新植 1,080,000円／10a 改植 1,110,000円／10a
	根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）への新植・改植	新植 990,000円／10a 改植 1,000,000円／10a
	ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）への新植・改植	新植 320,000円／10a 改植 330,000円／10a
	朝日ロンバス方式（りんご）への新植・改植	新植 320,000円／10a 改植 330,000円／10a
	V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも、おうとう、かき等）への新植・改植	新植 710,000円／10a 改植 730,000円／10a
	上記のいずれの場合にも該当しない新植・改植	2分の1以内
	茶の新植・改植	新植 120,000円／10a 改植 152,000円／10a
	幼木管理支援	—
	果樹に係るもの	220,000円／10a
	茶に係るもの	141,000円／10a
	経営継続発展支援	—
	大苗の育成支援	200,000円／10a
	代替農地での営農支援	280,000円／10a
	省力技術研修支援	30,000円／10a
	園芸作物モデル産地形成支援	年上限額を3,000,000円

(2) 実施結果報告時までに、中心経営体（地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村基本構想（基盤法第6条第1項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。）をいう。）に集約されている受益地又は集約されることが確実と見込まれる受益地にあっては、次に掲げるものとする。

区分	交付単価
区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	—
高低差が10cm を超える場合	330,000円／10a 【240,000円／10a】
高低差が10cm 以下で表土扱いを行う場合	305,000円／10a 【220,000円／10a】
高低差が10cm 以下で表土扱いを行わない場合	80,000円／10a 【70,000円／10a】
畦畔除去のみの場合	45,000円／100m 【45,000円／100m】
緩傾斜化	130,000円／10a 【90,000円／10a】
区画拡大（水路の変更を伴うもの）	—
高低差が10cm を超える場合	555,000円／10a 【395,000円／10a】
高低差が10cm 以下で表土扱いを行う場合	560,000円／10a 【395,000円／10a】
高低差が10cm 以下で表土扱いを行わない場合	305,000円／10a 【220,000円／10a】
暗渠排水	—
バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合	270,000円／10a 【195,000円／10a】
バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合	260,000円／10a 【190,000円／10a】
トレンチャ工法を用いる場合	215,000円／10a 【160,000円／10a】
地下かんがいを導入する場合	40,000円／10a 加算
本暗渠管の全延長の管径が65mm 以上の場合	35,000円／10a 加算
外注により実施設計を行う場合	20,000円／10a 加算
湧水処理	—
表土扱いを行う場合	285,000円／100m 【200,000円／100m】
表土扱いを行わない場合	275,000円／100m 【195,000円／100m】
末端畠地かんがい施設	
樹園地の場合	420,000円／10a 【290,000円／10a】

樹園地以外の畠地	255,000円／10a 【180,000円／10a】
給水栓設置のみの場合	30,000円／1箇所 【20,000円／1箇所】
ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合	80,000円／10m 【60,000円／10m】
客土	330,000円／10a 【225,000円／10a】
除礫	300,000円／10a 【200,000円／10a】
更新整備	—
用水路	180,000円／10m 【125,000円／10m】
排水路	335,000円／10m 【245,000円／10m】
農作業道	150,000円／10m 【100,000円／10m】
畦畔	190,000円／100m 【130,000円／100m】
排水口	60,000円／1箇所 【40,000円／1箇所】
畠作転換工	—
額縁排水溝	15,000円／100m 【10,000円／100m】
酸度矯正	5,000円／10a 【5,000円／10a】
条件改善推進費	年上限額を3,000,000円
高収益作物転換推進費	
受益地内の作付面積の内1／4以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を3,000,000円
受益地内の作付面積の内1／3以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を4,000,000円
受益地内の作付面積の内1／2以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を5,000,000円
新植・改植支援	—
果樹	—
慣行樹形等への新植・改植	—
うんしゅうみかん等のかんきつ類への新植・改植	新植 210,000円／10a 改植 230,000円／10a
りんごのわい化栽培への新植・改植	新植 320,000円／10a 改植 330,000円／10a
ぶどう（加工用）の垣根栽培への新植・改植	新植 320,000円／10a 改植 330,000円／10a
主要果樹（かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじ	新植 150,000円／10a 改植 170,000円／10a

	くをいう。) の新植・改植 (ただし、上記の新植・改植の場合は除く)	
	上記のいずれの場合にも該当しない新植・改植	2分の1以内
	省力樹形への新植・改植	—
	超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）への新植・改植	新植 710,000円／10a 改植 730,000円／10a
	高密植低樹高（新わい化）栽培（りんご）への新植・改植	新植 520,000円／10a 改植 530,000円／10a
	根域制限栽培（うんしゅうみかん等のかんきつ類）への新植・改植	新植 1,080,000円／10a 改植 1,110,000円／10a
	根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）への新植・改植	新植 990,000円／10a 改植 1,000,000円／10a
	ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）への新植・改植	新植 320,000円／10a 改植 330,000円／10a
	朝日ロンバス方式（りんご）への新植・改植	新植 320,000円／10a 改植 330,000円／10a
	V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも、おうとう、かき等）への新植・改植	新植 710,000円／10a 改植 730,000円／10a
	上記のいずれの場合にも該当しない新植・改植	2分の1以内
	茶の新植・改植	新植 120,000円／10a 改植 152,000円／10a
	幼木管理支援	—
	果樹に係るもの	220,000円／10a
	茶に係るもの	141,000円／10a
	経営継続発展支援	—
	大苗の育成支援	200,000円／10a
	代替農地での営農支援	280,000円／10a
	省力技術研修支援	30,000円／10a
	園芸作物モデル産地形成支援	年上限額を3,000,000円

【 】書きは、施工の全部を農業者施工により実施する場合の単価。

3 暗渠排水に関して、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。
 助成額 = A × 10 / L × 助成単価

4 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減額するものとする。

- (1) 田・畠の区画拡大にあっては、受益面積10アール当たり2万5千円（施工延長100メートル当たり1万円）を減額。
- (2) 暗渠排水にあっては、受益面積10アール当たり1万5千円を減額。
- (3) 湧水処理にあっては、施工延長100メートル当たり1万円を減額。

5 更新整備（畦畔）にあっては、幅広畦畔の場合は5万円/100m、購入土が必要な場合は3万円/100m（幅広畦畔の場合は10万円/100m）、防草シートを設置する場合は15万円/100mをそれぞれ加算するものとする。

別記5

離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。）、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。）、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和5年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和5年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）をいう。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）、急傾斜畠地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。）又は指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。）において行うものである場合